・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
・医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院、薬局の領収書を集計したもの）
・寄付金控除の証明書など
○その他
・前年に所得税確定申告書などを提出されている方は、その控
・利用者識別番号を取得済みの方は、その通知
※問い合わせは、住民課☎83-2190

【青梅税務署からのお知らせ】

◆申告書の提出・納税の期限について

・令和7年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日（月）から3月16日（月）までです。

還付申告は、2月16日（月）以前でも提出できます。令和7年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月2日（月）から3月16日（月）まで、令和7年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税は、1月5日（月）から3月31日（火）までです。

◆申告書などの提出について

令和7年1月より申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書などを書面で提出する際は、申告書などの正本（提出用）のみ青梅税務署に提出をお願いします。また、申告書などの書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター武蔵府中分室（青梅税務署）宛にお送りください。
〒183-8510
東京都府中市本町4-2

◆確定申告会場の開設

青梅税務署では所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の確定申告会場をつぎのとおり開設します。
※原則ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます。
〔会場〕青梅税務署
〔開設期間〕2月16日（月）～3月16日（月）（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
〔受付時間〕
午前8時30分～午後4時
・提出は午後5時まで
・相談は午前9時から午後5時まで
〔駐車場〕2月2日（月）から3月16日（月）までの期間は、青梅税務署の駐車場は使用できません。お車で来署される方は、「イオンスタイル河辺」の立体駐車場5～7階をご利用ください。

〔オンライン事前予約〕

確定申告会場への入場にはLINEによるオンライン事前予約が必要です。当日、確定申告会場でも入場整理券を配布しておりますが、入場整理券の配布が終了次第、事前予約以外の受付を締め切ります。

なお、確定申告会場の当日の状況により、長時間お待ちいただく場合があります。

また、申告書などの提出のみの場合は、事前予約不要です。

1月5日（月）から2月13日（金）までの税務署の相談に当たっては、事前予約が必要です。LINEによるオンライン事前予約をご利用ください。当日の入場整理券の配布はありませんのでご注意ください。

LINEアプリの国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することで「オンライン事前予約」ができます。

〔お持ちいただきたいもの〕
・マイナンバーカード
・マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード
・利用者証明書用電子証明書（数字4桁）

《次ページへ続く》